墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和２年３月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第１３号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和３４年墨田区条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１５条の４第１号中「１００分の７．２５」を「１００分の７．１４」に改める。

第１５条の８中「６１万円」を「６３万円」に改める。

第１５条の１２第１号中「１００分の２．２４」を「１００分の２．２９」に改め、同条第２号中「１万２，３００円」を「１万２，９００円」に改める。

第１６条の４第１号中「１００分の１．５９」を「１００分の１．８６」に、「１００分の５０」を「１００分の５４」に改め、同条第２号中「１００分の５０」を「１００分の４６」に改める。

第１６条の５中「１６万円」を「１７万円」に改める。

第１９条の２各号列記以外の部分中「６１万円」を「６３万円」に、「１６万円」を「１７万円」に改め、同条第１号イ中「８，６１０円」を「９，０３０円」に改め、同条第２号中「２８万円」を「２８万５，０００円」に改め、同号イ中「６，１５０円」を「６，４５０円」に改め、同条第３号中「５１万円」を「５２万円」に改め、同号イ中「２，４６０円」を「２，５８０円」に改める。

付　則

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第１５条の４、第１５条の８、第１５条の１２、第１６条の４、第１６条の５及び第１９条の２の規定は、令和２年度分の保険料から適用し、平成３１年度分までの保険料については、なお従前の例による。